

令和8年2月8日執行 最高裁判所裁判官国民審査公報 岡山県選舉管理委員会

告示番号：1

略歴



最高裁判所判事
たか じゅん
いち

昭和三四年一〇月九日生



最高裁判所判事
おさ の まさみ
み

昭和三九年一月一二日生

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和七年六月二三日 第二小法廷決定
医療觀察法四二条一項の決定に対する抗告の申立書の記載方式や抗告申立ての期間等をどのように定めるかは、立法政策の問題であつて、憲法適合の問題ではない（全員一致・裁判長）。

二 令和七年九月二六日 第二小法廷決定
令和六年に行われた衆議院議員総選挙 당시において、公職選挙法一三条一項、別表第一の定める衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあつたということはでさず、憲法一四条一項等に違反しないとした多数意見の結論に賛同しつつ、本件選挙区割りの下で行われた小選挙区選挙における選挙区間の投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の不平等状態（違憲状態）であったとの意見を付した。

三 令和七年一二月二三日 第二小法廷決定
大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の各規定と輕犯罪法一条二三号との間に矛盾抵触はなく憲法九四条には違反しない（全員一致）。

四 令和八年一月九日 第二小法廷決定
国家公務員宿舍の住戸について国有財産法に基づく使用許可を受けた県は、その権利を保全するため、同住戸の占有者に対する國の所有権に基づく建物明渡請求権を代位行使して、同占有者に対して同住戸の明渡しを求めることができる（意見付加）。

裁判官としての心構え

制定された法が、その役割を十分に果たすためには、その法に関する充実した解釈論を構築する必要があり、そのためには最高裁判所の判例が果たす役割が誠に大きいと考えています。現実の紛争事件の解決のために法を適用することが司法の使命である以上、その使命を全うするために適切な法の解釈をみるとことによると、その存する所存です。「法律学は、実現すべき理想的な探求を伴わざる限り盲目であり、法と社会との現実的関係に注目しない限り空虚であり、法的構成つまり法解釈の厳密な論理構成を伴わない限り無力である」、これはある高名な民法研究者の言葉として私の恩師から教わったものです。私は弁護士だった当時からこの言葉を大切にしてきました。この言葉をこれからも大切にして、最高裁判所裁判官として、当事者の主張をよく聴き、謙虚に、そして真摯に職務に取り組んでまいりたいと思つております。

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和六年五月三日 最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員会幹事
最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員会幹事

二 令和六年六月三日 公益財團法人大学基準協会法務系専門職大学院認証評議会委員会委員
日本弁護士連合会民事裁判手続に関する委員会幹事

三 令和六年一月三日 最高裁判所判事
最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員会幹事

四 令和六年四月三日 公益財團法人大学基準協会法務系専門職大学院認証評議会委員
日本弁護士連合会民事裁判手続に関する委員会幹事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和六年四月四日 法政大学法学院法務研究科教授
法政大学法学院法務研究科教授

二 令和六年五月四日 法務省法制審議会民法（債権関係）部会幹事
法政大学法学院法務研究科教授

三 令和六年六月四日 公益財團法人日本弁連法務研究財團常務理事
法政大学法学院法務研究科長

四 令和六年五月五日 法政大学法学院法務研究科長
法政大学法学院法務研究科長

五 令和六年六月六日 日本弁護士連合会民事裁判手続に関する委員会幹事
日本弁護士連合会民事裁判手続に関する委員会幹事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和六年四月四日 弁護士登録（東京弁護士会）
弁護士登録（東京弁護士会）

二 令和六年五月四日 法政大学法学院法務研究科教授
法政大学法学院法務研究科教授

三 令和六年六月四日 法政大学法学院法務研究科教授
法政大学法学院法務研究科教授

四 令和六年七月四日 法政大学法学院法務研究科教授
法政大学法学院法務研究科教授

五 令和六年八月四日 法政大学法学院法務研究科教授
法政大学法学院法務研究科教授

六 令和六年九月四日 法政大学法学院法務研究科教授
法政大学法学院法務研究科教授

七 令和六年十月四日 法政大学法学院法務研究科教授
法政大学法学院法務研究科教授

略歴



最高裁判所判事
おさ の まさみ
み

昭和三九年一月一二日生

最高裁判所としての心構え

最高裁判所の役割を念頭に置いて、様々な考え方や主張に複眼的に向き合い、何が法であるのかをしっかりと見極め、そうして最高裁判所に対する信頼に応えていきたいと思います。

告示番号：2



最高裁判所判事
おさ の まさみ
み

昭和三九年一月一二日生

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和七年一〇月二日 第三小法廷決定
最高裁判所において関与した主要な裁判

二 令和七年一〇月二日 第三小法廷決定
最高裁判所において関与した主要な裁判

三 令和七年一二月一〇日 第三小法廷決定
最高裁判所において関与した主要な裁判

四 令和七年一二月二三日 第三小法廷決定
最高裁判所において関与した主要な裁判

五 令和七年一二月二三日 第三小法廷決定
最高裁判所において関与した主要な裁判

六 令和八年一二月二〇日 第三小法廷決定
最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和七年一〇月二日 第三小法廷決定
最高裁判所において関与した主要な裁判

二 令和七年一〇月二日 第三小法廷決定
最高裁判所において関与した主要な裁判

三 令和七年一二月一〇日 第三小法廷決定
最高裁判所において関与した主要な裁判

四 令和七年一二月二三日 第三小法廷決定
最高裁判所において関与した主要な裁判

五 令和七年一二月二三日 第三小法廷決定
最高裁判所において関与した主要な裁判

六 令和八年一二月二〇日 第三小法廷決定
最高裁判所において関与した主要な裁判

令和8年2月8日(日) 衆議院 小選挙区選出議員選挙投票日 比例代表選出議員選挙投票日 最高裁判所裁判官国民審査

投票時間

午前7時から午後8時まで

(ただし、一部の地域で、この時間と異なる場合
もありますので、入場券等でお確かめください。)

投票日に予定がある方は、

1月28日(水)から2月7日(土)までの間、
期日前投票ができます。(国民審査は、2月1日(日)から2月7日(土)まで。)

令和8年2月8日(日)

衆議院 小選挙区選出議員選挙 投票日 比例代表選出議員選挙 投票日

最高裁判所裁判官国民審査

—投票方法—

小選挙区選挙	候補者名を記入
(薄い水色の投票用紙)	
比例代表選挙	政党等の名称を記入
(ピンク色の投票用紙)	
国民審査	罷免を可とする裁判官の 氏名の上の欄に×を記入
(薄い緑色の投票用紙)	

—投票時間—

午前7時から午後8時まで

(ただし、一部の地域で、この時間と異なる場合
もありますので、入場券等でお確かめください。)

投票日に予定がある方は、

**1月28日(水)から2月7日(土)までの間、
期日前投票ができます。(国民審査は、2月1日(日)から2月7日(土)まで。)**

岡山県選挙管理委員会